

第4次東海市ごみ処理基本計画

後期計画 2022 ▶ 2026
(令和4年度) (令和8年度)

概要版

Recycle

もったいない
3Rで進める
快適なまちづくり

Reduce

～循環型社会～

Reuse

令和4年(2022年)3月
東海市

1. 基本的事項

1 計画の趣旨

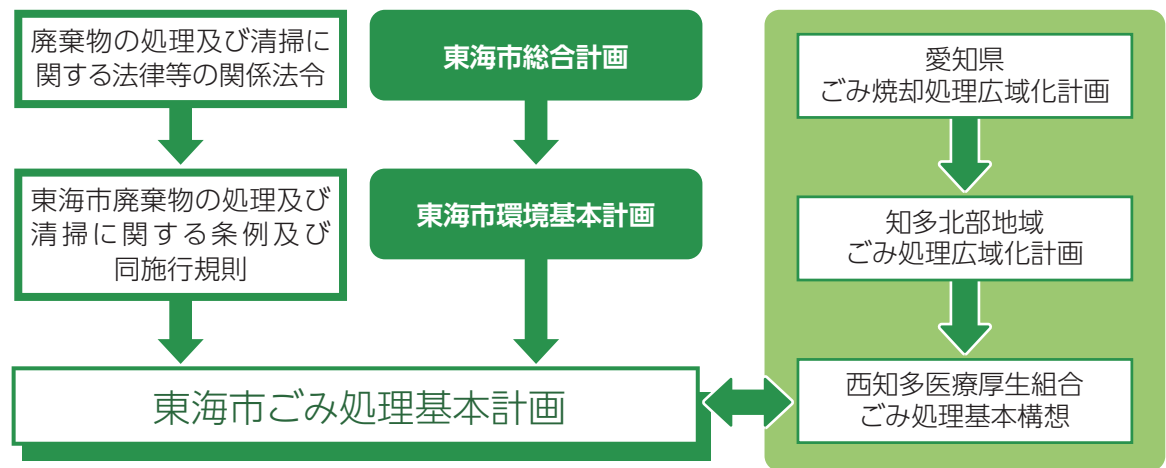
「第4次東海市ごみ処理基本計画」の策定から5年が経過しました。

本市においては、「東海市総合計画」、「東海市環境基本計画」、西知多医療厚生組合の「ごみ処理基本構想」、国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」等 に示された方向性との整合性を図りながら、これまで以上に3R（スリーアール）※活動を推進し、ごみの減量や資源化を進めていく必要があります。

こうした状況の中、現計画を改訂し、「第4次東海市ごみ処理基本計画後期計画」を策定するものです。

スリーアール
※3Rとは リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3つの単語の頭文字をとった言葉

2 計画の位置付け



3 計画期間

平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）（10年間）とし、令和3年度（2021年度）に中間見直しを行いました。

平成		令和							
29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
		第6次東海市総合計画（10年間）					次期総合計画		
		後期計画（5年間）							
		第2次東海市環境基本計画（8年間）						次期環境基本計画	
		後期計画（5年間）							
第4次東海市ごみ処理基本計画									
					後期計画				

2. ごみ処理の現状と課題

本市のごみ処理の現状として次のことが挙げられます。

- ◆20歳代を中心とした若い年代層は、ごみ減量・リサイクルに対する関心が薄い傾向があります
- ◆まだ食べられる食品残さ等が、ごみの中に含まれています
- ◆まだ使えるものや資源化できるものが、ごみの中に含まれています
- ◆家庭系ごみ・事業系ごみのいずれも、適正に分別・排出されていない状況にあります

これらを次に挙げる4つの課題に整理しました。



1 3Rに関する教育や啓発、市民や事業者との協働に関する課題

基本方針1へ▶

20歳代を中心とした若い年代層を中心とした教育・啓発を推進する必要があります

市民の生活や事業者の業務の中で取り組みやすく、継続しやすいものを普及・啓発し、3R活動を推進する必要があります

市民（地域・家庭）・事業者・行政が、相互に働きかけ、3R活動が行えるように促す必要があります

2 ごみ減量の推進に関する課題

基本方針2へ▶

家庭や飲食店での食べ残しを減らす必要があります

賞味期限と消費期限の違いや計画的な買い物について、啓発する必要があります

生ごみの水きりを行う必要があります

事業系ごみの減量が順調でないため、対策が必要です

リサイクル情報やフリーマーケット、フリマアプリの利用者を増やして活性化を図る等、リユースを促進する必要があります

西知多クリーンセンターへの移行を見据え、リサイクルフェアのあり方について検討する必要があります

3 資源化の推進に関する課題

基本方針3へ▶

常設場及び拠点場について、より多くの方々の利用促進を図る必要があります

資源集団回収については、町内会・自治会や子ども会未加入者の利用促進を図る必要があります

民間の資源回収ステーションを含め、資源回収場所のさらなる周知の必要があります

家庭系・事業系ともに、適正な分別を徹底し、特に紙、プラスチック製容器包装及び食品残さの更なる資源化の必要があります

プラスチックに関連する国の施策等を注視し、プラスチックの回収方法等について検討する必要があります

剪定枝や刈草の資源化を推進する必要があります

4 適正排出や処分にに関する課題

基本方針4へ▶

家庭系・事業系ともに分別や排出のルールを徹底する必要があります

焼却灰の埋立量を減らし、資源化をさらに進める必要があります

災害廃棄物処理計画を状況に応じて見直しを行う必要があります

西知多クリーンセンターへの統合まで、現有施設で安定的に適正処理する必要があります

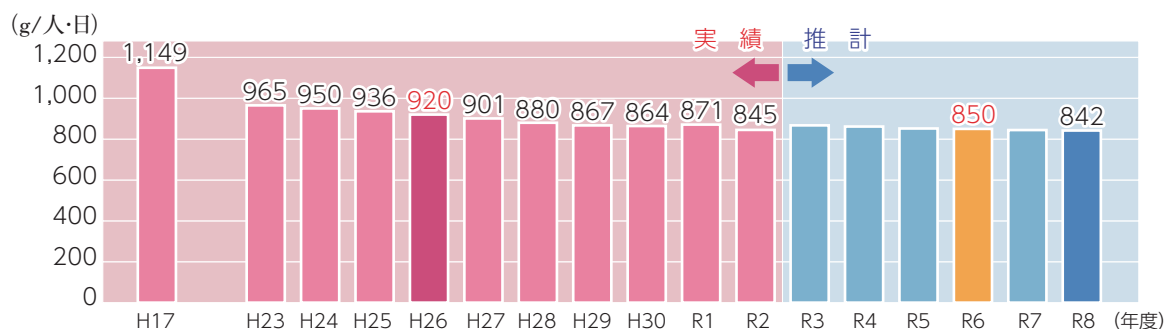
西知多クリーンセンターへの統合に向けて、分別区分、収集体制、施設の運営体制等について、知多市及び西知多医療厚生組合と調整する必要があります

最終処分場の延命を図りつつ、西知多クリーンセンターの移行後における最終処分のあり方について知多市及び西知多医療厚生組合と検討する必要があります

3. 新たなごみ減量とごみ処理の方策について



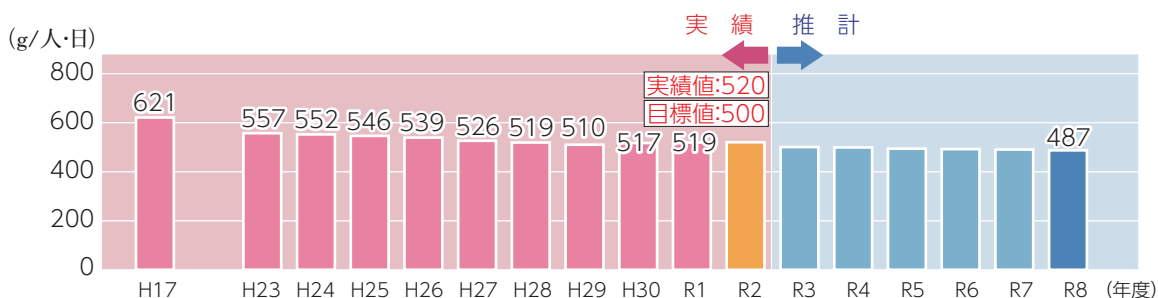
一人1日当たりのごみの排出量（資源を含む）



西知多医療厚生組合の“ごみ処理基本構想”を参考に推計し、平成26年度（2014年度）実績から令和6年度（2024年度）までに資源を含むごみ量を一人1日当たり70g削減します。令和2年度（2020年度）に目標値以下の排出量となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による事業系ごみの減少が要因とみられるため、目標値は据え置きとします。



一人1日当たりの家庭系ごみの排出量（資源を除く）



国の方針※を参考とし、令和2年度（2020年度）までに資源を除く家庭系ごみ量を一人1日当たり500g以下に削減するという目標には達成できませんでしたが、引き続き令和8年度（2026年度）に487g以下に削減します。

※環境省の“廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針”

基本理念

もったいない 3Rで進める快適なまちづくり ～循環型社会～

基本方針

- 基本方針 1 3Rに対する理解を深める（3Rに関する教育・啓発・協働）
- 基本方針 2 ごみにしないように行動する（ごみ減量）
- 基本方針 3 使える資源は再生利用する（資源化）
- 基本方針 4 正しくごみを出し、正しくごみを処分する（適正排出・処分）

4. 計画の推進に向けた行動指針



基本方針ごとの各主体の役割分担

市民（地域・家庭）・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働で循環型社会を形成していけるよう、具体的な取り組みについて示します。

	市 民	事業者	行 政
1	3Rに対する理解を深める（3Rに関する教育・啓発・協働）		
教育	- 積極的にごみ減量に関する情報にふれ、意識を高めるよう努めます 市、事業者などが開催するごみに関する様々な学習会、講演会などへの参加に努めます	- 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を守り、適正排出についての理解を深めるように努めます - 自社で実施している3Rの取り組み紹介やごみ減量に繋がるイベントなどの開催に努めます	- 市民・事業者に対して、ごみ排出量・処理状況をはじめ、3R活動につながる情報を発信します - ごみの適正排出・処分やごみ減量に繋がるような学習会・イベントを開催し、市民や事業者の意識高揚を図ります
啓 発	- スマートフォン用生活情報アプリ「東海なび」の利用に努めます - 自らが得た知識を家族や知り合いなどと情報共有し、市民同士で啓発に努めます	事業所内で従業員に対して3Rに関する啓発に努めます	スマートフォン所有率の高い若い年代層等のごみへの関心が高まるよう「東海なび」を活用するなど普及啓発等の機会を増やします
協 働	市や事業者が行う3Rの取り組みに積極的な協力・参加をすることに努めます	市民や市が行う3Rの取り組みに積極的な協力・参加をすることに努めます	- 市民・事業者などが連携して本計画を推進できるようにします - 地域での3R活動推進を支援します
2	ごみにしないよう行動する（ごみ減量）		
発生抑制	- 飲食店を利用するときは、3010（さんまるいちまる）運動を参考にした取り組みに努めます - 飲食店では、食べられる分だけ注文し、料理を残さず食べるように努めます - 飲食店で料理が残ったとき、季節等状況に応じて可能であれば持ち帰りに努めます 3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）に努めます - 家では、使いきれの必要な分だけ買い、無駄なく調理し、料理は残さず食べるよう努めます - 食べきれない食品をごみにしないよう親戚・友人に譲るよう努めます	- 飲食店では、お客様が3010運動を参考にした取り組みを実施しやすいような配慮に努めます - 利用者として飲食店を利用するときに、3010運動を参考にした取り組みに努めます - 飲食店では、食べきれの量のメニューの導入に努めます - 小売店では、お客様が使いきれの分だけ買えるようバラ売りなどの取り組みに努めます	3010運動を参考にした取り組みの推進を啓発します 3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）を啓発します - フードドライブなどに取り組む団体と協力し、食品ロスを削減する活動を促進します
再使用	不用品はすぐに捨てずに、フリーマーケットやリサイクル情報を利用し、次の使い手にゆずるよう努めます		リサイクル情報（ゆずります・ください情報）の提供を積極的に発信します
共通	ごみ減量のアイデアを生活の中で実施して、ごみ減量に努めます	小売店では、アイデア募集で提案されたアイデアを掲載し、多くの市民の目に留まるよう啓発に努めます	- 市民から募集したごみ減量のアイデアを啓発します - 市の各課等に3R活動リーダーを設置し、市が排出するごみを減量します
凡 例 ● ● ● 重点的に行う取り組み ○ ○ ○ その他の取り組み			

	市 民	事業者	行 政
3	使える資源は再生利用する（資源化）		
資源化	○ 資源の分別をしっかり実行するよう努めます	● 事業活動で発生する古紙などの資源のリサイクルに努めます ● 飲食店や小売店では、不要となった食材や残った料理などのリサイクルに努めます ○ 店頭での積極的な資源回収に努めます	● 事業所がリサイクルを推進できるよう情報提供します ● 飲食店や小売店などに食品リサイクルの情報を提供します ○ 市民が資源を出せる機会の拡充を検討します
4	正しくごみを出し、正しくごみを処分する（適正排出・処分）		
適正排出・適正処分	● ごみ・資源は正しく分別し、収集日や出し方を守るよう努めます ○ スプレー缶やカセットボンベなどの発火性危険物を正しく安全に出すよう努めます ○ ごみのポイ捨てをしないようにします ● 3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）に努めます（再掲） ○ ごみ集積場所の利用者が協力して、ごみ集積場所周辺の美化に努めます ○ 清掃活動への積極的な参加に努めます	● 産業廃棄物を取り除き、事業系一般廃棄物を適正に排出します ○ 古紙など資源化できるものの分別に努めます	● 転入者を含め、市民に、ごみの出し方・マナーをわかりやすく伝えます ● トスマートフォンを持っている方に「東海なび」の利用促進を図り、正しいごみの出し方等の情報を手軽に得られるようにします ○ 排出されたごみ・資源を適正に処分します ● 3きり運動（使いきり・食べきり・水きり）を啓発します（再掲）
その他			○ 体温計・血圧計などの水銀使用製品の分別回収方法の周知に努めます ○ 万が一の災害に備え、災害廃棄物の処理が滞りなく進むよう、災害廃棄物処理計画の随時見直しを検討します ○ 西知多クリーンセンターへの統合に向け、市民に混乱のないよう事務事業調整を行います ○ 西知多クリーンセンターの稼働まで、現行のごみ処理施設の維持管理を行い、安全で安定的な処理を継続します
凡 例 ●●●重点的に行う取り組み ○○○その他の取り組み			

2 具体的な取り組み

1 ごみ分別アプリの活用

行 政
○ イベントでポスターを掲示 ○ ごみ指定袋一斉配布又は市広報紙でチラシなどを配布
啓 発
市 民
○ 「東海なび」をどんどん活用して、正しいごみ分別・ごみ出しをする ○ 近所の人や友達に「東海なび」を教え、市民同士で利用を広める

無料でダウンロード!! 生活情報アプリ「東海なび」を利用する

スマートフォンにダウンロードすれば、手軽にごみの分別についてわかります!

■ 主な機能 ■

● ごみ出しルール

● ごみ区分の検索

● ごみ出し忘れ防止アラート

ごみの出し方・ルールがバツとわかる!

ごみの分別がキーワード検索で簡単!

ごみ出し忘れ防止アラートは、前日と当日の2段設定!

2 3010運動を参考とした取り組みの実施

行政

- 商工業者団体などと連携をし、市内事業所へ協力を求める
- 飲食店・事業所にポスター・チラシを配布

3010運動とは

宴会の最初の30分間と、終わりの10分間は自席で料理を食べることで、料理を残さないようにする取り組み。

乾杯後30分

乾杯後30分は、お酌などで席を立たず、料理を楽しみましょう！

終了10分前

終了10分前は、幹事などの号令により、自席に戻り、残った料理を楽しみましょう！

飲食店から出る食品ロスの約6割が、お客様の食べ残しです

事業者

■ 飲食店

- 3010運動に関する情報を店内に掲示する
- 3010運動を実施して食べ残しを減らしてくれた団体への特典などを検討する
- 季節状況などを考慮し、お客様が希望したらお持ち帰りバックを用意する

■ 利用者

- 3010運動を参考とした取り組みを実施する
- 出された料理はなるべく食べきるようにする
- 季節状況などを考慮し、食べきれない料理は持って帰る（自己責任）

3 食べきり・使いきりの推進

行政

- イベントでポスターを掲示
- 市広報紙、ホームページ、東海なびでの掲載及びチラシの配布

賞味期限

賞味期限は、「おいしく食べられる期限」です。期限が切れても、すぐに食べられなくなるわけではありません。早めに食べきりましょう。

消費期限

消費期限は、「食べても安全な期限」です。期限を超えたものは食べないほうが安全です。

事業者

- 食べきれる量のメニューを追加するよう検討する
- バラ売り、量り売りの導入を検討する
- 賞味期限・消費期限が迫った商品は売れるように工夫する
- 廃棄する食品はごみとして捨てず、食品リサイクル法に基づき、再生業者に引き渡し資源化することに努める

市民

- 賞味期限と消費期限の違いを知る
- バラ売りを利用するなど、使いきれる分だけ食材を購入する
- 料理を作り過ぎない。外食するときは、食べきれる分だけ注文する

賞味期限

賞味期限は、「おいしく食べられる期限」です。期限が切れても、すぐに食べられなくなるわけではありません。早めに食べきりましょう。

消費期限

消費期限は、「食べても安全な期限」です。期限を超えたものは食べないほうが安全です。

事業者

- 食べきれる量のメニューを追加するよう検討する
- バラ売り、量り売りの導入を検討する
- 賞味期限・消費期限が迫った商品は売れるように工夫する
- 廃棄する食品はごみとして捨てず、食品リサイクル法に基づき、再生業者に引き渡し資源化することに努める

4 水きりの推進

行政

- 水きりの効果や、実践方法について、市民への啓発を行う

啓発

市民

- 野菜の皮を剥いてから洗うようにする
- ティーバッグやお茶がらは軽く絞る又はしばらく放置して乾燥させる
- 生ごみを捨てる際は、軽く振って水をきったり、軽く絞ってから捨てる



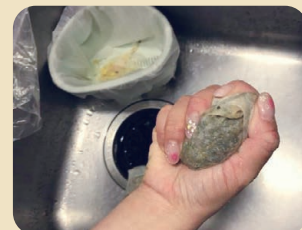
家庭でできる 水きり実践方法

水きりをすれば、ごみが軽くなるのでごみ出しが楽になります。
ごみが減るだけでなく、生ごみの臭いも抑えられて、台所も快適になります！

■ポイント■

- 水きりネットなどのグッズを使用する。

生ごみを
なるべく
濡らさないことが
大切です



5 事業系一般廃棄物の適正処分と資源化の推進

行政

- 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別区分や、適正な排出方法について情報提供する
- ごみの減量につながる取り組み事例の紹介をする
- 事業者が正しく処分・資源化するために、資源化業者等の紹介を行う

啓発



事業者

- 行政が提供する情報などを利用して理解を深める
- 正しく分別し、正しく処分する
- 資源化できるものは、再生事業者に引き渡す



3 進行管理

ごみ処理基本計画は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCAサイクルにより、継続的に計画の点検、評価、見直しを行うこととし、本市においては「3R推進協議会」とともに進行管理を行います。

市民・事業者・東海市が協働する3R推進協議会において進行管理を進める



お問合せ先

東海市清掃センター

〒476-0003 東海市荒尾町奥山10-48
tel 052-601-2053
fax 052-689-1166